

地震に対する安全性認定制度について

平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法（※1）において、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建物（耐震改修を行った建物等）が「安全性の基準に適合している旨」の表示を掲げることができる制度が創設されました。

申請に必要な書類をご提出いただくと、認定通知書の発行と希望者の方を対象に表示マークの発行をおこないます。申請窓口は、すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）になります。

1. 対象

耐震性が確保されている、住宅を含むすべての建築物が対象です。

建築物が建てられた時期によって、以下の2つに分かれます。

① 昭和56年5月31日以前に
着工されたもの（旧耐震）（※2）

<対象>

- ・ 耐震診断で耐震性あり
- ・ 耐震改修済み の建築物

（確認済証及び検査済証の写しの提出が必要）（注）

（耐震診断又は耐震改修計画の評価書が必要）（注）

② 昭和56年6月1日以降に
着工されたもの（新耐震）

<対象>

- ・ 全ての建築物

（確認済証及び検査済証の写しの提出が必要）

（注）神戸市の耐震診断、耐震改修補助を受けた場合は不要

2. 認定通知書、表示マークの発行について

（1）認定通知書の発行

全ての認定について、認定通知書を発行します。

（2）表示マークの発行

耐震性がある旨が認定されたものに対しては、希望者を対象に認定通知書とあわせて、建物の屋外掲示ができる表示マークを発行します。

（ステッカータイプとプレートタイプがあります。）

（3）発行手数料について

認定通知書及び表示マークの発行は、手数料不要です。

（別途、建築士の書類作成費用等が必要な場合があります。）

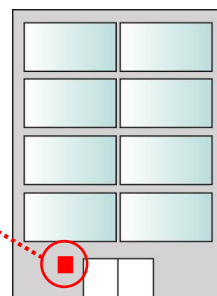
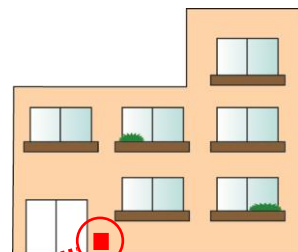
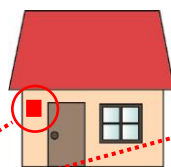


認定通知書（紙）



表示マーク

（ステッカーまたはプレート）

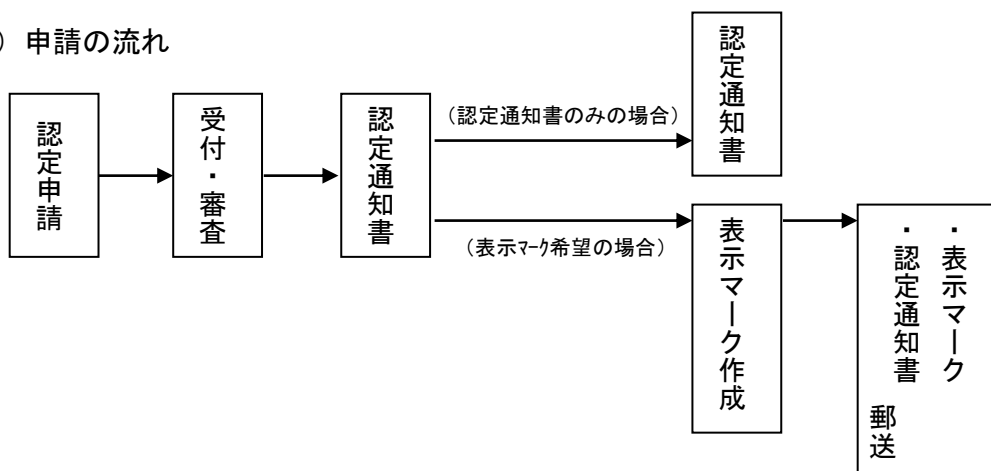


3. 認定の申請について

(1) 受付窓口

すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）

(2) 申請の流れ



申請に必要な書類、具体的な手続き等については、すまいるネットまでお問合せください。

4. 問い合わせ先

すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）

受付時間：午前 10 時から午後 5 時まで

定休日：水・日曜、祝日（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等）

住所：神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 1 号 アスタくにづか 5 番館 2 階

電話番号：078-647-9933

FAX：078-647-9912

(※1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年 10 月 27 日に成立した法律です。

地震による建物の倒壊等の被害から国民を保護するために、建築物の耐震改修の促進を目的とします。東日本大震災の甚大な被害の経験から、今後想定される南海トラフ巨大地震等に対応するため、今回改正されました。

(※2) 旧耐震基準の建物

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅は、建築基準法改正前の旧基準で建てられています。そのため、地震に対する強度が不足している可能性があり、今回の認定を受ける為には、耐震性を確認する為の耐震診断や、耐震性を確保するための耐震改修工事の実施が必要です。

このマークは、建築物の所有者からの申請により任意に表示されるものです。
したがって、マークが表示されていない建物であっても耐震性が確保されていないというものではありません。